「離島税制」で、



お得に設備投資!

法人税・固定資産税などの軽減のチャンス!

法人税・所得税の軽減 (国税)

対象業種の事業者が対象設備の**取得、** 建設等を行った場合、**5年間、割増償却** (減価償却の特例)できます。

固定資産税などの軽減(地方税)

道府県・市町村によっては、国の財政 支援の下で、事業税、不動産取得税、 固定資産税の税率が優遇されています。



対象 業種

製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等(注1,2)



取得、建設、改修などに適用

機械・装置、建物・附属設備、構築物(注3)





最小で500万円の設備投資から利用可能

製造業と旅館業は事業者の資本金の規模に応じて、農林水産物等販売業と情報 サービス業等は資本金の規模に関わらず最小で500万円の設備投資から利用可能。

優遇期間は最長5年間



国税の優遇(割増償却)は5年間。地方税も**多くの道府県や市町村が事業税、** 不動産取得税、固定資産税を3年間優遇。



■ 国税優遇措置の対象業種、取得価額等の要件

事業者の規模 (資本金)		5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超	
対象		機械・装置、建物・附属 設備、構築物に係る取得等	機械・装置、建物・附属設備、 構築物に係る新増設		
取得	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上	
価額	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上※			
償却限度額		機械・装置:普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物:普通償却限度額の48%			
適用期間		5年間			

[※] 一般的な国税優遇措置の対象業種、取得価額等の要件を記載しています。詳細は最寄りの税務署または市町村の離島振興担当窓口にお問い合わせください。

■ 地方税優遇措置のイメージ(市町村による固定資産税の特例措置の例)

○○市離島振	○○市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特例措置に関する条例		
対象設備	家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地		
特例内容	当該固定資産税を最初に課税すべきこととなる年度以降3箇年度に限り、固定 資産税の課税を免除する。		
適用期限	令和9年3月31日まで(条例の適用期限)		

[※] 一般的な地方税優遇措置に関する条例の例。各地域で適用される優遇措置の具体的な要件などは各市町村・道府県の半島振興担当部署にお問い合わせください。

離島税制お問い合わせ

国税優遇措置

お近くの税務署へ

地方税優遇措置

お近くの 都道県・市町村へ 離島振興対策全体

国土交通省離島振興課へ

Tel:03-5253-8421

- (注1) 国税優遇措置については、<u>離島振興法第4条に基づき都道府県が策定する離島振興計画の産業振興促進事項に記載されている区域(過疎地域持続的発展市町村計画において産業振興促進</u> 事項に記載された区域を除く。)において、当該計画の対象業種の事業者が行った設備投資に適用。
 - 地方税優遇措置については、上記区域における設備投資であって<u>条**例で優遇措置の適用が規定**さ</u>れている場合などに適用。
- (注2) 「農林水産物等販売業」: 離島地域で生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業 (例:農畜産物・水産物卸売業、食料・飲料卸売業、野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、酒小売業 等)
 - 「情報サービス業等」 :情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業等
- (注3) 地方税優遇措置については、各地域ごとに税制の適用対象業種・設備が定められています。詳しくは各市町村の離島振興担当部署にお問い合わせください。